

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	古谷 正夫君	議事係長	島田 幸治君	主 事	北村 圭君
--------	--------	------	--------	-----	-------

一 出席説明員は次のとおりである。

市 長	石川 彌八郎君	助 役	浅見 裕康君	収 入 役	内田 和雄君
教 育 長	来住野 和也君	行 政 推 進 担 当 参 事	関口 清君	企 画 財 政 部 長	野沢 久人君
総 務 部 長	森田 進君	市 民 部 長	岩崎 好亮君	福 祉 部 長	石川 和夫君
建 設 部 長	小野 光朗君	教 育 次 長	矢崎 茂夫君	監 査 委 員 事 務 局 長	黒田 登君
選 挙 管 理 局 長	川辺 登茂次君				

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成三年第二回福生市議会臨時会議事日程

開議日時 五月十五日（水）午前十時

日程第一	仮議席の指定
日程第二	議長の選挙
日程第三	議席の指定
日程第四	会議録署名議員の指名
日程第五	会期の決定
日程第六	副議長の選挙
日程第七	常任委員会委員の選任
日程第八	報告第一号
日程第九	報告第二号
日程第十	議案第四十号
日程第十一	議案第三十九号

専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

専決処分の承認を求めることについて（福生市都市計画税条例の一部を改正する条例）

福生市中学校給食審議会条例を廃止する条例

福生市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(追加その一)

瑞穂斎場組合議会議員の選挙

西多摩農業共済事務組合議会議員の選挙

青梅、羽村、福生地区都市下水路組合議会議員の選挙

西多摩衛生組合議会議員の選挙

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙

東京都市収益事業組合議会議員の選挙

(追加その二)

福生市議会運営委員会の設置に関する動議

議案第四十一号 福生市監査委員の選任について

追加日程第九

特別委員会の設置に関する動議

追加日程第一
追加日程第二
追加日程第三
追加日程第四
追加日程第五
追加日程第六

追加日程第七
追加日程第八
追加日程第九

追加日程第十
追加日程第十一
追加日程第十二
追加日程第十三
追加日程第十四
追加日程第十五
追加日程第十六
追加日程第十七
追加日程第十八
追加日程第十九
追加日程第二十
追加日程第二十一
追加日程第二十二
追加日程第二十三
追加日程第二十四
追加日程第二十五
追加日程第二十六
追加日程第二十七
追加日程第二十八
追加日程第二十九
追加日程第三十
追加日程第三十一
追加日程第三十二
追加日程第三十三
追加日程第三十四
追加日程第三十五
追加日程第三十六
追加日程第三十七
追加日程第三十八
追加日程第三十九
追加日程第四十
追加日程第四十一
追加日程第四十二
追加日程第四十三
追加日程第四十四
追加日程第四十五
追加日程第四十六
追加日程第四十七
追加日程第四十八
追加日程第四十九
追加日程第五十
追加日程第五十一
追加日程第五十二
追加日程第五十三
追加日程第五十四
追加日程第五十五
追加日程第五十六
追加日程第五十七
追加日程第五十八
追加日程第五十九
追加日程第六十
追加日程第六十一
追加日程第六十二
追加日程第六十三
追加日程第六十四
追加日程第六十五
追加日程第六十六
追加日程第六十七
追加日程第六十八
追加日程第六十九
追加日程第七十
追加日程第七十一
追加日程第七十二
追加日程第七十三
追加日程第七十四
追加日程第七十五
追加日程第七十六
追加日程第七十七
追加日程第七十八
追加日程第七十九
追加日程第八十
追加日程第八十一
追加日程第八十二
追加日程第八十三
追加日程第八十四
追加日程第八十五
追加日程第八十六
追加日程第八十七
追加日程第八十八
追加日程第八十九
追加日程第九十
追加日程第九十一
追加日程第九十二
追加日程第九十三
追加日程第九十四
追加日程第九十五
追加日程第九十六
追加日程第九十七
追加日程第九十八
追加日程第九十九
追加日程第一百

(午前十時)

○議会議務局長(古谷正夫君) おはようございます。議会議務局長の古谷でございます。皆様にはこのたびの選挙におかれましては見事に市議会議員の栄誉を勝ち取られ、まことにおめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。

今回は市議会議員選挙後初めての議会でございますので、先例にならしまして私の職名をもちまして御参集をいただいた次第でございます。何とぞ御了承のほどお願いいたします。

ここで議長選挙のための職務を行います臨時議長として、地方自治法第百七条の規定によりまして現在議場に出席しておられます最年長の議員上野重勝議員を御紹介申し上げます。

上野重勝議員議長席にお着き願います。

(臨時議長上野重勝君議長席に着く)

○臨時議長(上野重勝君) 皆様おはようございます。このたびは当選おめでとうございます。市議会議員選挙後初の議会でございますので、地方自治法第百七条の規定によりまして、議長が選挙されるまでの間、年長議員であります私が臨時議長の職務を行いますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

午前 十時 二分 開会・開議

○臨時議長(上野重勝君) ただいまから平成三年第二回福生市議会臨時会を開会いたします。これより今日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○臨時議長(上野重勝君) 日程第一 この際議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席については、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○臨時議長(上野重勝君) 日程第二 議長選挙を行います。

○選挙は投票により行います。
議場を閉鎖いたします。

○臨時議長（上野重勝君） 暫時休憩いたします。
午前 十時 二分 休憩

午前 十時 二分 開議

○臨時議長（上野重勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（上野重勝君） 暫時休憩いたします。

午前 十時 二分 休憩

午前 十一時 二十五分 開議

○臨時議長（上野重勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより議長選挙を行います。

改めて申し上げます。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○臨時議長（上野重勝君） ただいまの出席議員数は二十四人です。

お諮りいたします。

会議規則第三十条第二項の規定により、立会人に

一番 大野悦子君
二番 田村正秋君

を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（上野重勝君） 御異議なしと認めます。よって立会人に一番大野悦子君、二番田村正秋君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（上野重勝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（上野重勝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○臨時議長（上野重勝君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。

（古谷事務局長点呼）

（順次投票）

○臨時議長（上野重勝君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（上野重勝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

一番大野悦子君及び二番田村正秋君の立ち会いを願います。

(開票)

○臨時議長(上野重勝君) 事務局長より選挙の結果を報告いたさせます。

○議会議務局長(古谷正夫君) 議長の選挙の結果について御報告申し上げます。

投票総数 二十四票

有効投票 二十三票

無効投票 一票

棄権 なしでございます。

有効投票中

赤星行人議員 十六票

指田保雄議員 四票

松山 清議員 二票

遠藤洋一議員 一票

以上でございます。

○臨時議長(上野重勝君) ただいま事務局長から報告したとおりであります。

この選挙の法定得票数は五・七票であります。よって赤星行人議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました赤星行人が議長におられますので、本席から会議規則第三十一条二項の規定により告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○臨時議長(上野重勝君) 議長赤星行人君からの御挨拶をお願いいたします。

○議長(赤星行人君) ただいま御指名をいただきましたので、ひとこと御挨拶申し上げます。

議長に当選いたしました。身に余る光栄であると同時に、その責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。微力ではございますが、五万九千五百余の市民のために全力投球で議会運営に対処したいと思っておりますので、どうか委員各位におかれましては、御理解ある御協力を賜りますよう、伏してお願いを申し上げます。簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。

○臨時議長(上野重勝君) 以上で議長の選挙は終わります。

議長赤星行人君、議長席にお着き願います。

御協力ありがとうございました。

○議長(赤星行人君) 暫時休憩いたします。

午前 十一時 四十三分 休憩

午後 一時 開議

○議長(赤星行人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第三 議席の指定を行います。

議席について局長から発表いたします。

○議会議務局長(古谷正夫君) 議席につきまして発表させていただきます。一番大野悦子議員、二番田村

正秋議員、三番山下 進議員、四番吉沢嘉翁議員、五番野口秀世議員、六番浜中輝夫議員、七番須釜亮次

議員、八番佐藤慶二議員、九番林田 武議員、十番在原 博議員、十一番松山 清議員、十二番原 敏子

議員、十三番遠藤洋一議員、十四番小野沢久議員、十五番村野和一郎議員、十六番齋藤 巽議員、十七番

井上寅吉議員、十八番上野重勝議員、十九番堀川 實議員、二十番指田保雄議員、二十一番東田正治議員、

二十二番宮沢良一議員、二十三番仲村清信議員、二十四番赤星行人議員、以上でございます。

○議長(赤星行人君) 議席につきましては、局長から発表したとおり指定いたします。

午後 一時 二分 休憩

午後一時 三分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○日程第四 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第三百三十二条の規定により、

議員 三十一番 大野 悦子 小君 十五番 村 正秋 君 十六番 田 村 正秋 君 十七番 山 下 進 君

以上三名を指名いたします。

○議長（赤星行人君） この際報告事項がありますので、事務局長をして報告をいたさせます。

○議長（古谷議会議務局長報告）

一、平成三年第二回臨時会の招集について（別添参照）

二、議案の送付について（別添参照）

三、市議会議事説明員の委任について（別添参照）

四、議案説明員の出席要求について（別添参照）

五、平成三年二月分例月出納検査の結果について（別添参照）

六、平成三年三月分例月出納検査の結果について（別添参照）

七、平成二年第六回定期監査の結果について（別添参照）

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

○議長（赤星行人君） 日程第五 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今次臨時会の会期につきましては、本日一日限りとすることに御異議ありませんか。

○議長（赤星行人君） 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りとすることに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第六 副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

○議長（赤星行人君） ただいまの出席議員数は二十四人であります。

お諮りいたします。

会議規則第三十条第二項の規定により、立会人に三番山下 進君、四番吉沢嘉翁君を指名することに御

異議ありませんか。

○議長（赤星行人君） 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって立会人に三番山下 進君、四番吉沢嘉翁君を指名い

たします。

投票用紙を配付いたします。

○議長（赤星行人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

○議長（赤星行人君） 異状なしと認めます。

（投票箱点検）

○議長（赤星行人君） 異状なしと認めます。

（投票箱点検）

○議長（赤星行人君） 異状なしと認めます。

（投票箱点検）

○議長（赤星行人君） 異状なしと認めます。

（投票箱点検）

念のために申し上げます。
投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。
局長より点呼いたします。

(事務局長点呼)

○議長(赤星行人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

三番山下 進君及び四番吉沢嘉翁君の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(赤星行人君) 事務局長から選挙の結果を報告いたします。

○議会事務局長(古谷正夫君) 副議長の選挙の結果について御報告を申し上げます。

投票総数 二十四票

有効投票 二十三票

無効投票 一票

棄権 ございません。

有効投票中

在原 博議員 十六票

堀川 實議員 四票

原 敏子議員 二票

遠藤洋一議員 一票

以上でございます。

○議長(赤星行人君) ただいま事務局長から報告したとおりであります。

この選挙の法定得票は五・七票であります。よって在原 博議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました在原 博議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十一条
二項の規定により告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(赤星行人君) 副議長在原 博君から御挨拶をお願いします。

○副議長(在原 博君) 御指名がございましたので、ただいま副議長に御選任いただきました。心より厚
く御礼申し上げます。赤星議長を補佐し、努力を積み重ねてまいりますので、議員各位の御協力をお願い
申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○議長(赤星行人君) 以上で副議長の選挙は終わります。

暫時休憩いたします。

午後 一時 二十三分 休憩

午後 四時 四十四分 開議

○議長(赤星行人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上あらかじめ延長することに御異議あ
りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

午後 四時 四十四分 休憩

午後 五時 十五分 開議

○議長（赤星人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第五条第一項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

常任委員会委員について事務局長から発表いたします。

○議会議務局長（古谷正夫君） 常任委員会委員を発表させていただきます。

総務委員会

仲村清信議員

上野重勝議員

在原 博議員

吉沢嘉翁議員

須釜亮次議員

東田正治議員

原 敏子議員

小野沢久議員

建設委員会

齋藤 巽議員

浜中輝夫議員

山下 進議員

井上寅吉議員

宮沢良一議員

指田保雄議員

松山 清議員

大野悦子議員

厚生委員会

村野和一郎議員

赤星人議員

林田 武議員

佐藤慶二議員

野口秀世議員

堀川 實議員

田村正秋議員

遠藤洋一議員

以上でございます。

○議長（赤星人君） お諮りいたします。

ただいま事務局長から発表いたしましたとおり、常任委員会委員としてそれぞれ指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 五時 十七分 休憩

午後 五時 十八分 開議

○議長（赤星人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで三常任委員会から正副委員長の互選結果について報告がまいっておりますので、事務局長から報告をいたさせます。

（古谷議会議務局長報告）

一、常任委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告について（別添参照）

○議長（赤星人君） ただいま事務局長から報告いたしましたとおり、それぞれ就任が決まっております。

ここで委員長及び副委員長になられた方々から順次御挨拶を願います。

まず総務委員会委員長須釜亮次君。

（総務委員長須釜亮次君登壇）

○総務委員長（須釜亮次君） このたび総務委員長の大役を御推挙賜りました。もとより浅学非才、加えて経験不足でございますが、吉沢副委員長の御協力を仰ぎながらともども委員会の円満かつ円滑な運営に全力投球をする所存でございます。幸い当委員会委員は豊富な経験を有する方ばかりでございますので、各位の特別な御指導、御協力を申し上げまして就任の挨拶とさせていただきます。

○議長（赤星人君） 次に副委員長吉沢嘉翁君。

（総務副委員長吉沢嘉翁君登壇）

○総務副委員長（吉沢嘉翁君） このたび皆様の御推挙によりまして、総務委員会の副委員長に選任されました吉沢でございます。よく委員長の補佐をいたしまして、議会の運営並びに市政運営が円滑にまいりま

すよう、浅学な私でございますけれども、一生懸命務めさせていただきます。委員会の各位は私の先輩でございまして、立派な経験をお持ちの方でございますし、何とぞよろしく御支援のほどお願いいたします。

○議長（赤星行人君） 次に建設委員長浜中輝夫君登壇（建設委員長浜中輝夫君登壇）

○建設委員長（浜中輝夫君） 御指名をいただきました浜中でございます。このたび建設委員長の大役を仰せつかりまして、未熟な私ではございますけれども、山下副委員長とともに一生懸命やらせてもらいたいと思っております。どうか委員の皆様方のよろしくの御指導、御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶に代えさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 次に建設副委員長山下 進君。

（建設副委員長山下 進君登壇）

○建設副委員長（山下 進君） ただいま建設副委員長を拝命いたしました山下でございます。なにしろ新人でございます。これから私自身が一生懸命勉強いたしましたして、この仕事をつつがなくこなせるよう努力をしなければいけないということだと思います。先輩方の御指導をいただきまして、つつがなく務められるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 次に厚生委員会委員長佐藤慶二君。

（厚生委員長佐藤慶二君登壇）

○厚生委員長（佐藤慶二君） このたび厚生委員長の大任を拝命させていただきましたことになりました。身に余る光栄と存じます。委員の皆様は私より先輩の諸先生ばかりでございます。野口副委員長ともども特段の御指導、御協力をいただきながら本委員会が円滑に運営できるようにお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 次に厚生副委員長野口秀世君。

（厚生副委員長野口秀世君登壇）

○厚生副委員長（野口秀世君） このたび厚生委員会の副委員長を務めさせていただきます。初めての委員

会で勉強不足でございますが、少しでも佐藤委員長の手助けとなればと思っております。一生懸命勉強いたしますので、皆様方の御指導、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（赤星行人君） 以上で三常任委員会の正副委員長の挨拶は終わりました。

○議長（赤星行人君） 日程第八 報告第一号 専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、報告第一号 専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

御承知のとおり、国会に提出されておりました地方税法の一部を改正する法律案が三月三十一日付けで交付され、四月一日から適用されました。したがって、福生市税賦課徴収条例の改正を行う必要が生じたわけですが、議会にお諮りする暇がございませんでしたので、地方自治法第七十九条第一項の規定によりまして、三月三十日付けをもって福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきます。それではお手元の条例第十九号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の内容について説明を申し上げます。

まず、第二十四条第二項の改正は、個人の市民税の均等割の非課税の範囲を定めた規定を改め、控除対象配偶者、又は扶養親族を有する場合は新たに四万円を加えた金額まで非課税とするものでございます。次に第三十三条の二の改正は、所得税法の改正に伴い、項が一項ずつずれるための規定の整備をするものでございます。

第三十三条の三の第一項の表及び第四十七条の四の表の改正は所得割の税率の適用区分を見直しまして、税率三％の適用については改正前百二十万円以下の金額でありましたものを百六十万円以下の金額に、税

率八%の適用については改正前百二十万円を超える金額を百六十万円を超える金額に、税率一%の適用については改正前五百万円を超える金額を五百五十万円を超える金額にそれぞれ引き上げるものとさせていただきます。

第四十八条第五項の改正は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給促進に関する特別措置法の改正に伴いまして、規定の整備をしようとするものとさせていただきます。

第五十三条の改正であります。これは固定資産税の免税点の引き上げについての改正で、免税点の引き上げは昭和四十八年度以降行われておらず、この間の物価上昇等を勘案いたしまして、土地にかかわる免税点を改正前十五万円を三十万円に、家屋にかかわる免税点を改正前八万円を二十万円に、償却資産にかかわる免税点を改正前百万円を百五十万円にそれぞれ引き上げるものとさせていただきます。

第七十一条第一号の二の改正は、軽自動車税の税率を定めた規定の改正で、側面がカバーされていない屋根付三輪車が道路交通法上、普通自動車から原動機付自転車に変更されたことによることとさせていただきます。

第一百二十二条第二項の規定の改正であります。これは特別土地保有税の納税義務者等にかかわる改正で、市街化区域内において昭和五十七年四月一日以降に取得した土地の保有にかかわる特別土地保有税については、保有期間十年を超える土地を課税対象外とする措置が撤廃され課税されることに伴い、都市計画区域内に所在する土地以外の土地の保有にかかわる特別土地保有税については、当該土地にかかわる土地の保有期間が十年を超えるものについては課税対象外とすること、さらに同条第四項及び第五項の改正は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の改正に伴い、規定の整備をするものとさせていただきます。

第二百二十二条第二項は新たに六条を加える改正で、第二百二十二条は遊休土地に対して課する特別土地保有税の納税義務者についての規定で、遊休土地転換利用促進地域の区域内に所在する土地で、同一のものが法第六百二十五条第一項の規定により、申告納付すべき日の属する年の一月一日に所有する一団の土地の面積が一平方メートル以上であるものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税のほか、当該遊休土地の所有者に特別土地保有税を課する旨の規定を定めようとするものとさせていただきます。

第二百二十三条は遊休土地に対して課する特別土地保有税の課税標準についてで、同条第一項は課税標準は遊休土地の時価、または遊休土地である土地の取得価格のいずれか高い金額とする規定で、第二項は、課税標準は遊休土地の時価及び取得価格について、その算定方法について定めようとするものであり、第三項は遊休土地である一土地の取得のうち、無償または著しく低い価格による土地の取得等についての取得額の算定方法を定めようとするものであります。

次に第二百二十四条は遊休土地に対して課する特別土地保有税の税率についての規定で、その税率を百分の一・四に定めようとするものとさせていただきます。

第二百二十五条は遊休土地に対して課する特別土地保有税の税額についての規定で、税額は法第六百二十五条第二項の課税標準額に前条の税率を乗じて得た額から、同項の遊休土地である土地に対して課すべき当該年度分の固定資産税及び特別土地保有税が課せられる土地がある場合にあっては、その税額を控除した額とする旨を定めようとするものとさせていただきます。

第二百二十六条は、遊休土地に対して課する特別土地保有税の申告納付についての規定で、遊休土地に対して課する特別土地保有税の納税義務者は、申告書をその年の五月三十一日までに市長に提出し、申告にかかわる税金を納付書によって納付しなければならぬ旨の規定を定めようとするものとさせていただきます。

第二百二十七条は、土地に対して課する特別土地保有税に関する規定の準用及び読替え規定を定めようとするものとさせていただきます。

次に附則第八条の二第一項の改正は個人の市民税の所得割の非課税の範囲を低所得者層の税負担に配慮し、控除対象配偶者、または扶養親族を有する場合には、加算額を改正前九万円から十五万円に改め、十五万円を加えた金額以下であるものは非課税とするものとさせていただきます。

附則第十三条の見出しの改正は、いままでの用語の意義を平成三年度から五年度まで引き続き使っていくことを定めたものとさせていただきます。

次に附則第十四条の改正は、平成三年度から平成五年度までの固定資産税の負担調整措置を定めようとするものであります。この負担調整措置につきましては、いままで上昇率の区分及び負担調整率が住宅